

# 愛衛協 組合ニュース

愛衛協 2-2 号  
令和 2 年 9 月 18 日

## 「市町村合特法担当課長会議」開催



【理事長より県知事あて  
要望書を県資源循環推進  
課 近藤課長へ手交】

令和 2 年 8 月 28 日（金）午前 9 時 30 分より愛知県自治センターにおいて、愛知県環境局主催の「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化事業関係及び一般廃棄物関係担当課長会議」が開催されました。

当組合より県知事・各市町村長あてに、合特法の適用及び業務委託に係る要望書をお渡しするとともに、「一般廃棄物処理業に関する最近の最高裁判決及び環境省通知」を用い、随時契約の重要性、合特法の適用強化、加えて、大規模災害及び感染症に係る廃棄物処理について、地域を結集した処理体制の充実を図るよう要望した。





令和2年8月28日

各市町村長 様

愛知県衛生事業協同組合  
理事長 永田 喜裕

## 要 望 書

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、当組合員の事業の推進に格別のご高配を賜り心から感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言において、廃棄物処理業は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラとして、安定的に業務を継続することが求められているところです。

当組合員の企業規模は、中小、零細であり、マスク、防護服など業務継続に必要な物資の十分な確保が困難な時期にあっても感染症予防対策の徹底を図りつつ、行政の方々とともに廃棄物の適正な処理を継続し地域の公衆衛生の維持するため努力しているところです。

つきましては、私どもの現状をご賢察の上、廃棄物処理法、近年の環境省及び愛知県からの通知、最高裁判決を踏まえて、当組合員がこれまで概ね半世紀以上にわたり取り組んできた業務が、今後とも安定的かつ継続的に実施できますよう、次の事項についてご配慮いただくようお願いいたします。

1 一般廃棄物の適正処理を確実なものとするため、一般廃棄物の処理委託・許可制度の適正な運用を図りたい。

一般廃棄物処理は、廃棄物処理法において、市町村の自治事務として一般廃棄物処理計画を定め、かつ、同計画に従って処理を行わなければならないとされています。

また、市町村自らが処理を行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合や許可業者に行わせる場合であっても、一般廃棄物の処理責任は、市町村が有するとされており、委託および許可の基準が規定されています。

一般廃棄物処理は、電気、ガス、上下水道などと同じく住民のライフラインとして、公共性・公益性の高い業務であり、公共サービスとして経済性の確保より、業務の適正な遂行が優先されるべきである旨を平成26年1月28日の最高裁判決において改めて示されました。

当組合は、委託又は許可業者として長きにわたり市町村の皆様方のご指導を賜り、処理業務の一端を担ってまいりました。

また、今般のコロナウイルス感染症や全国各地で頻繁に発生している大規模災害発生時に発生するし尿やごみの処理について、市町村の皆様のご指導の下に可能な限り対応していく所存です。

しかしながら、人口減少、高齢化、従業員の確保難など我々を取り巻く環境は厳しいものが予測されます。

公共サービスとして、迅速かつ円滑な収集運搬が安定的・継続的に行われるためには、受託者が健全な形で業務の遂行を成し得る体制の確保が重要であり、経済性を優先した考えの対象にされるべき性格ではないと思料いたします。

受託できるか否か不確実な状況では安定した業務体制（施設、車両、人員等）を確保・維持することは困難です。

私どもの業務が、それぞれの地元において安定的かつ持続的に存続できるように、廃棄物処理法、26年1月28日の最高裁判決及び26年10月8日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知を踏まえ、一般廃棄物処理業者の健全育成の推進をお願いいたします。

★関係 法令、通知及び判例

廃棄物処理法（抄）

第7条 一般廃棄物処理業の許可の基準

- ・ 市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること
- ・ 申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合すること
- ・ 施設及び能力が、事業を的確にかつ継続して行うに足りること

廃棄物処理法施行令（抄）

第4条 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準

- ・ 業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ業務の実施に際し相当の経験を有するものであること。
- ・ 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

平成26年1月28日 最高裁判決（要約）

「一般廃棄物処理計画に適合することなどの許可要件に関する市町村長の判断を通じて、許可業者の濫立等によって事業の適正な運営が阻害されることの無いよう一般廃棄物処理業の需給状況の調整が図られている仕組みが設けられている。

一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない。

したがって、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可等を受けている者は、当該区域を対象とする他の者に対してされた同業の許可処分等の取消しを求めるにつき、原告適格を有する。」

平成26年10月8日 環境省廃棄物・リサイクル対策部長通知

（要約）

「市町村が行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合であっても、許可業者に行わせる場合であっても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、業の許可の運用を図ることが重要である。また、委託に際しては、廃棄物処理法の委託基準に『業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有することに加えて、受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。』が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。」

- 2 「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(以下「合特法」という。)に基づく合理化事業計画の策定を推進し、同法の趣旨に基づく代替業務を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の随意契約に該当させること。

名古屋市を除く愛知県内の下水道普及率は、昭和60年度末の35%から、平成29年度末には78%となりました。

し尿・浄化槽汚泥清掃処理業者は、事業の転換、廃止等を余儀なくされていますが、不用となる運搬車等の設備及び機材を他に転用することは極めて困難である上、下水道への転換が完了する直前まで、規模を縮小しつつ、し尿の処理及び浄化槽清掃の適正な実施を継続して行わなければなりません。

し尿処理業者等の適正処理体制を、確保するため制定された合特法に基づく合理化事業計画の策定等により一層のご支援をお願いします。

また、平成24年4月12日の福岡高裁の判決(平成26年4月3日 最高裁上告棄却により確定)で示された「合特法第8条の金融上の措置に伴う公金の支出を避けるために公共施設浄化槽に保守点検等の業務を随意契約で代替業務として提供し、既存業者を保護する方法をとることも合理性がある。」を踏まえ、大規模災害時の避難所で翌日から必要となるし尿処理を的確に実施するためにも、し尿処理業者等への合特法に基づく合理化事業計画等による支援の一層の推進を図るとともに代替業務の随意契約による提供をお願いします。

★関係 法令及び判例

地方自治法第234条(抄)

2 指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令第167条の2(抄)

地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

②不動産の買い入れ又は借り入れ、普通公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

## 福岡高裁判決

(平成 26 年 4 月 3 日 最高裁上告棄却により確定 要旨 )

随意契約の適法性について、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も該当する。

合特法に基づく合理化事業計画を定めて一般廃棄物処理業者を支援できること。

収入や、浄化槽汚泥収集量が増加しているとしても、本件既存業者は、下水道の供用開始による影響を少なからず受けたものと認められる。

し尿処理等の事業の安定的な継続が伊万里市にとって今後も必要であることを考慮すると、随意契約の方式により締結したことは、合特法の趣旨を合わせ考えれば、契約担当者の合理的な裁量判断の範囲内にある。

### 3 大規模災害及び感染症に係る廃棄物処理について、地域を結集した処理体制の一層の充実を図りたい。

近年、毎年各地で発生している大規模災害時において、大量の災害廃棄物の一刻も早い敏速な処理体制の構築が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症対策において、廃棄物処理は国民生活を維持するため不可欠なサービスの一つとして、安定的に継続することが求められています。

当組合は、これらの課題に対処するため、平成 17 年に名古屋市長及び愛知県知事と災害廃棄物処理協定を締結するとともに、上部団体の(一社)日本環境保全協会を通じ、環境省の災害廃棄物処理支援ネットワークに参画しているところです。

また、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物処理に関しては、組合員に対しマスクを約 8 万枚有償頒布し一般廃棄物処理事業の継続を図ったところです。

今後、平常時のみならず大規模災害発生時や感染症拡大時などに生活環境の保全及び公衆衛生の向上がますます強く求められていくと思料されます。これらの課題を解決するため、国においては、市町村に対して、業務継続計画の策定の上での一般廃棄物処理計画の策定や災害廃棄物処理計画の策定を通知していると伺っております。

つきましては、一般廃棄物処理事業の推進に資するこれらの計画策定に当たっては、関係主体の役割や実施体制等の中に私ども民間処理業者を位置づけていただき、当組合員がこれまで地元において培ってきた経験や知見を活用していただくよう、必要に応じて協議・連携をお願いいたします。

# 自民党政策懇談会



令和2年9月4日（金）自由民主党愛知県支部連合会「政策懇談会」が開催されました。

当組合から永田理事長と伊藤事務局長が出席し、自民党を通じて、国及び県へ3点の要望を行いました。

## 国への要望

- ① 新たな廃プラスチック処理システムの構築に当たり、既存の処理体制を有効に活用していただきたい。



【愛知県連副会長 酒井参議院議員へ要望書を手交】

## 県及び市町村への要望

- ① 合特法の趣旨に基づき提供された代替業務については、その趣旨に基づき引き続き随意契約としていただきたい。
- ② 一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業ではないことから、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、業の許可の運用を図るとともに、委託に際しては受託料は業務を遂行するに足りる額にしていただきたい。

現在、今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性について、経産省と環境省の合同委員会で話し合われていることから、下記のような要望を致しました。

### 【国への要望 詳細】

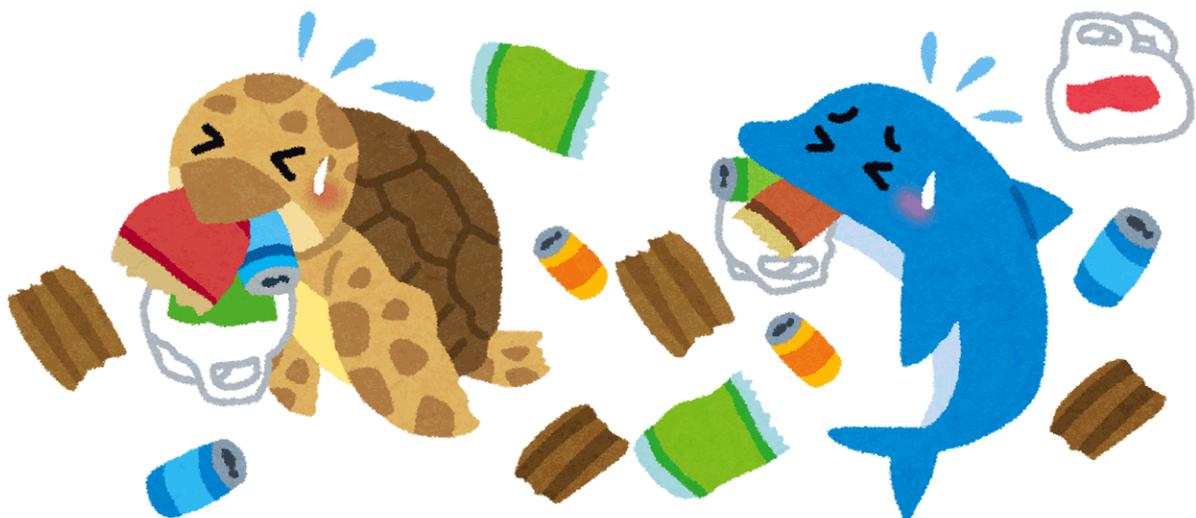
新たな廃プラスチック処理システムの構築に当たり、既存の処理体制を有効に活用していただきたい。

現在、市町村は、容器包装リサイクル法（以下、容リ法という。）に基づいて、家庭から排出されるペットボトルや、発砲スチロールトレイなどプラスチック製容器包装の分別回収を行い、容器包装廃棄物をリサイクルし、一般廃棄物の減量と資源の有効活用を図っています。

一般廃棄物処理業者は、市町村と連携し、経費を投入し施設を整備し、分別収集後の容器包装廃棄物の選別、圧縮等の業務を行っています。

国においては「産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会 合同会議」において、容器包装廃棄物と、プラスチック製品廃棄物（歯ブラシ、文具、洗面器など）を一括収集して、「プラスチック資源」とする新たなリサイクルシステムの構築を検討されてみえます。

つきましては、新たなリサイクルシステムの構築に関し、これまで容リ法に基づき整備・運用されている既存のリサイクルシステムを有効に活用されるようご配慮をお願いします。



# 浄化槽清掃実務者講習会

9月15日（火）16日（水）の2日間にわたり浄化槽清掃実務者講習会を昭和ビルの9階で開催致しました。

コロナ禍ではありますが34名の方に受講いただきました。ありがとうございました。



愛知県 生活環境地盤対策室  
主査 吉野順子様



日本環境整備教育センター  
調査・研究グループ  
調査役 久川和彦様



日本環境整備教育センター  
調査・研究グループ  
リーダー 仁木圭三様



## 浄化槽清掃技術者講習会のご案内

市町村長から浄化槽法に基づく浄化槽清掃業の許可を取得するには、同法の規定により浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能を有していなければなりません。

- 講習期間・・・令和3年1月19日（火）～1月27日（水）
- 受付期間・・・令和2年10月21日（水）～10月28日（水）
- 受付機関・・・（一社）日本環境保全協会
- 会場・・・（公財）日本環境整備教育センター 大会議室（2F）  
東京都墨田区菊川2-23-3 TEL：03-3635-4880
- 受講料・・・90,600円
- 受講資格・・・浄化槽の清掃実務経験年数が、現在（申請時）から過去2年以上であること

受講をお考えの場合は、事務局へご連絡下さい。

## 浄化槽管理士講習会のご案内

愛知県浄化槽保守点検業者登録条例第10条に浄化槽管理士に関する規定があり、保守点検作業には浄化槽管理士が必要です。

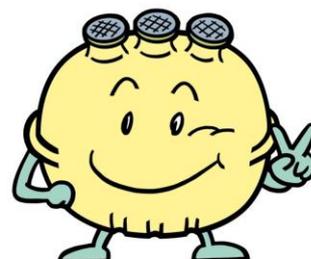
また、愛知県条例の改正もあり保守点検作業を的確に行うため、浄化槽管理士の確保に努めていただきたく、ご案内申し上げます。

受付期間：R2年9月28日（月）～10月9日（金）

講習期間：R2年11月9日（月）～11月21日（土）

講習会場：KNビル 大会議室  
名古屋市中区大須2-18-42  
TEL 052-221-6721

受付機関：一般社団法人愛知県浄化槽協会  
TEL 052-481-7200  
URL <http://www.aijohkyou.org/>



受講料：129,700円  
浄化槽設備士資格取得者で受講一部免除選択の方は、120,200円

## 令和2年度浄化槽管理士研修会の実施予定

当該研修は、浄化槽保守点検業の更新登録以降、次の更新申請までに（優良浄化槽保守点検業者については、2年を超えない期間に1度）登録するすべての浄化槽管理士の受講が必要となります。

申込は、愛知県環境局環境政策部水大気環境課 生活環境地盤対策室  
FAX 052-953-5716  
E-mail : seikatsujiban@pref.aichi.lg.jp

回	実施日	実施場所	募集人数 申込期限
4	R2. 10. 15 (木)	(一社)愛知県薬剤師会 2F 大会議室 (名古屋市中区丸の内三丁目 4-2)	60名 R2. 9. 25
5	R2. 11. 13 (金)	東三河総合庁舎 2F 大会議室 (豊橋市内豊橋市八町通 5-4)	80名 R2. 10. 30
6	R3. 1. 26 (火)	愛知県三の丸庁舎 8F 大会議室 (名古屋市中区三の丸 2-6-1)	60名 R2. 12. 25

## 愛知県浄化槽保全協会主催の研修会 (浄化槽保守点検技術研修会)

この令和2年度浄化槽保守点検技術研修会は、愛知県浄化槽保守点検業の登録に関する条例第9条の2に関し県が実施した研修と同等として認められる研修となります。愛知県共催の研修会ですので、協会員以外でも受講可能です。

日 時 令和2年10月22日(木) 9:00~16:10

場 所 知多市勤労文化会館 やまももホール  
知多市緑町 5-1

締 切 令和2年9月24日(木) FAXにて申込をして下さい。

問合先 愛知県浄化槽保全協会  
TEL 052-222-1700・FAX 052-222-1700



上記、2つの研修会の申込書は愛知県ホームページでご確認下さい。  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/jyoukasou-kensyu.html>

愛知県衛生事業協同組合

☎460-0008 愛知県名古屋市中区栄 4-3-26 (昭和ビル 5F)

TEL 052-241-7692 ・ FAX 052-241-7693

URL : <https://aieikyou.com>